福島県報

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

目　次

告　示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件　二七五
○計量器の定期検査を実施する件　二七五

公　告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件　二七六
○落札者を決定した件　二七七
○一般競争入札を行う件　二七七
○落札者を決定した件二件　二七八

告　示

福島県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年八月十四日から同年十二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

福島県知事　佐　藤　雄　平

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ須賀川　福島県須賀川市森宿字北向八十八番一ほか

二　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1　大規模小売店舗を設置する者
㈠　名称　大和リース株式会社
代表者の氏名　代表取締役　森田　俊作
住所　大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
㈡　名称　株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名　代表取締役　大髙　善興
住所　福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

2　大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり

三　大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年四月四日

四　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
八千五百一平方メートル

五　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1　駐車場の位置及び収容台数
㈠　位置　別紙図面のとおり
㈡　収容台数　五百九十五台

2　駐輪場の位置及び収容台数
㈠　位置　別紙図面のとおり
㈡　収容台数　二百四十五台

3　荷さばき施設の位置及び面積
㈠　位置　別紙図面のとおり
㈡　面積　二百八十八平方メートル

4　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
㈠　位置　別紙図面のとおり
㈡　容量　四十八立方メートル

六　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
別紙書面のとおり

2　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十一時三十分まで

3　駐車場の自動車の出入口の数及び位置
㈠　数　四か所
㈡　位置　別紙図面のとおり

4　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七　届出年月日
平成二十四年八月三日

（「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百七十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期

検査を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十四日

福島県知事　佐　藤　雄　平

一　計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南相馬市（災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）の規定に基づく避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を除く。）	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月二〇日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	南相馬市まごころセンター
		一〇月一日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	サンライフ南相馬
		一〇月二日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
相馬郡新地町		九月二一日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	新地町役場
相馬市		九月二四日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	スポーツアリーナそうま
		九月二五日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月三日から一一月二日まで（土曜日、日曜日及び一〇月八日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
相馬市、南相馬市（災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）の規定に基づく避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を除く。）及び相馬郡新地町	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二一日まで（土曜日、日曜日及び一一月二三日を除く。）

（計量検定所）

公　告

公告第二百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月十四日

福島県知事　佐　藤　雄　平

一　申請のあった年月日
平成二十四年八月三日

二　名称
特定非営利活動法人郡山市聴力障害者協会

三　代表者の氏名
佐久間　孝

四　主たる事務所の所在地
福島県郡山市大槻町字小山田十三番地

五　定款に記載された目的
この法人は、郡山市に居住する聴力障害者及び地域住民に対して、福祉・生活・文化・教育の水準の向上を図る事業を行い、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与する

ことを目的とする。

（文化振興課）

公告第２３７号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成24年度内部被ばく検査に係るバス運行業務（平成24年８月分から平成25年３月分）の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

平成24年８月14日

福島県知事　佐　藤　雄　平

1　落札に係る特定役務の名称及び数量
　平成24年度内部被ばく検査に係るバス運行業務（平成24年８月分から平成25年３月分）　一式
2　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
　福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課　福島県福島市杉妻町２番16号
3　落札者を決定した日
　平成24年７月26日
4　落札者の氏名及び住所
　名鉄観光サービス株式会社　愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
5　落札金額
　142,001,916円
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　特例政令第６条の公告を行った日
　平成24年６月12日

（地域医療課）

公告第２３８号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の３第１項の規定により公告する。

平成24年８月14日

福島県知事　佐　藤　雄　平

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の件名及び数量　ノートパソコン（ＦＰ－ＷＡＮ用）　550台
(2)　調達をする物品等の仕様等　仕様書による。
(3)　納入期限　平成24年12月21日（金）
(4)　納入場所　福島県警察本部警務部情報管理課ほか
2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
　次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
(1)　福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
(2)　この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
(3)　この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
3　入札に参加する者に必要な資格の確認
　入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、２の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年９月５日（水）午後５時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
　郵便番号960-8670　福島県福島市杉妻町２番16号
　福島県出納局入札用度課
　電話024-521-7563
4　入札書の提出場所等
(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　３に掲げる場所に同じ。
(2)　入札説明会の日時及び場所　平成24年８月23日（木）午後１時30分　福島県出納局入札用度課
(3)　入札及び開札の日時及び場所　平成24年９月25日（火）午後１時30分　福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日（月）午後５時までに必着のこと。）
5　入札保証金及び契約保証金
(1)　入札保証金　入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2)　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
6　入札に参加をする者に要求される事項
　この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
7　入札の無効
　２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
8　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑶　落札者の決定の方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　その他　詳細は、入札説明書による。
9　Summary
⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：Notebook Personal computer（for Fukushima Police Wide Area Network）　550
⑵　Time-limit of tender（by hand）：1：30 p.m., 25 September 2012
⑶　Time-limit of tender（by mail）：5：00 p.m., 24 September 2012
⑷　Contact point for the notice：Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）

公告第２３９号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

平成24年８月14日

福島県知事　佐　藤　雄　平

1　落札に係る物品等の名称及び数量
旋盤　10台
2　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課　福島県福島市杉妻町２番16号
3　落札者を決定した日
平成24年６月５日
4　落札者の氏名及び住所
株式会社福島県北機械　福島県福島市中町４番８号
5　落札金額
22,995,000円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　特例政令第６条の公告を行った日
平成24年４月20日

（入札用度課）

公告第２４０号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

平成24年８月14日

福島県知事　佐　藤　雄　平

1　落札に係る物品等の名称及び数量
ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーションスペクトロメータ　17式
2　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課　福島県福島市杉妻町２番16号
3　落札者を決定した日
平成24年７月30日
4　落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業　宮城県仙台市太白区富沢四丁目８番29号
5　落札金額
38,252,550円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　特例政令第６条の公告を行った日
平成24年６月19日

（入札用度課）

発行者　福　島　県
印刷所　株式会社　第　一　印　刷
【定価　１箇月　3,390円】　再生紙を使用しています。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。